

武雄市教育委員会 文化財係に包蔵地(遺跡)の有無を

問い合わせから、提出してください。

平成 年 月 日

対象地内の土地を持って
いる所有者の数だけ準備
が必要

発掘承諾書

武雄市教育委員会教育長 様

「土地所有者」の名前を記入
捺印されていないものは無効です

土地所有者

住所：■■■県■■■市■■■町■■■番地

氏名：■■■ 印

教育委員会で記入します

_____ 遺跡の発掘にかかわる下記1の予定地における発掘を承諾します。また、出土遺物については、下記2の事項を了承の上、武雄市教育委員会に無償譲渡し、文化財として活用されることを承諾します。

記

1. 予定地 (所在地)

住 所	面 積	取得年月日
武雄市■■■町大字■■■字■■■ 番地	■ m ²	平成■■■年■■■月■■■日
武雄市■■■町大字■■■字■■■ 番地	■ m ²	昭和■■■年■■■月■■■日
武雄市■■■町大字■■■字■■■ 番地	■ m ²	昭和■■■年■■■月■■■日
	m ²	
	m ²	

2. 承諾事項

- (1) 上記遺跡の出土物の警察署への届出等、手続きについて武雄市教育委員会に一任すること（遺失物法第4条）。
- (2) 出土物のうち、土地所有者の所有物に係る物件については、警察署による告示後6ヶ月までの間に返還を求めることができること（文化財保護法第101条及び第103条）。
- (3) 出土物のうち、警察署長が文化財と認めたものは県教育委員会に提出され、県教育委員会において鑑査が行われ、その結果文化財と認定されたものについて、県警察署による告示により所有者が判明しなかった場合は、県に帰属する（文化財保護法第105条）。ただし、本承諾書をもって、武雄市教育委員会が一括保管・活用を希望する場合は、当該（武雄市）教育委員会に一括譲与されるものとする（文化財保護法第107条）。
- (4) 警察署による告示により所有者が判明しなかった場合の文化財保護法第105条の規定による土地所有者への通知は、本状の承諾を以って代えるものとする。